

備えあれば
憂いなし!



日頃の防災対策、考えていましたか？



8月30日から9月5日まで防災週間となっています。

荃崎市は、東海地震の地震防災対策強化地域内に指定されており、いつ大規模な地震が発生してもおかしくない状況です。

地震による被害を抑えるためには日頃からの備えがかかるません。住宅の耐震化などにより、致命的な被害を免れる事もできるのです。

この機会に身の回りの安全性を確認するなど、大地震に備えた安全対策について家族みんなで確認し合いましょう。



8月31日(日)は、 荃崎市防災訓練

本年度の防災訓練は、『休日の午前中に、震度6強の地震が発生した』という事態を想定し、地区（自主防災組織）毎に行われます。当日は行政無線で8時30分に「地震警戒宣言」を発令しますので、お住まいの地区的避難地に避難してください。

■お問い合わせ

総務課防災交通担当（内線339）

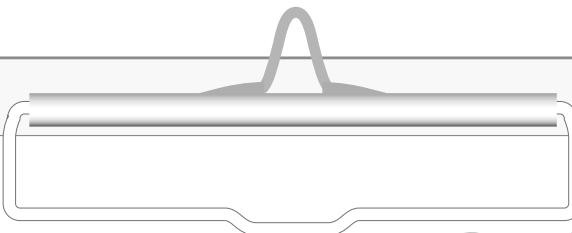
総合土砂災害訓練 実施!



7月13日(日)釜無川河川公園において、荃崎市・国土交通省富士川砂防事務所の主催により、総合土砂災害訓練が行われました。

「台風通過の集中豪雨により釜無川支流に土石流が発生」という訓練想定で様々な災害対応訓練・応急復旧訓練が、また災害時の食料配給訓練として日赤奉仕団による炊き出し訓練などが行われました。





防災 ぼうさい チェックポイント

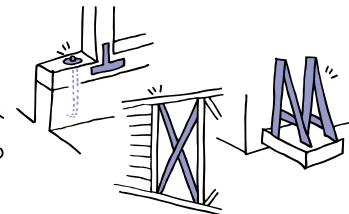
Check

チェックポイント

1

住んでいる家は住宅の耐震化がされているか

大地震に対する備えで、最も重要なのが建物の耐震化です。大地震が起きた場合は、最初の揺れがおさまった後、建物の外に逃げ出せるだけの耐震強度がなければ、他の何を備えていても無駄になる可能性があります。



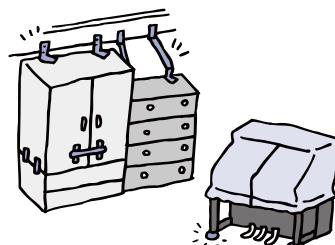
Check

チェックポイント

2

家具の固定をしているか

阪神・淡路大震災では、死傷者の約9割が家屋の倒壊と家具等の転倒による圧死であったといわれています。たんすや本棚などの家具の固定をしておきましょう。特に寝室にはできるだけ家具を置かない、置く場合は必ず固定をするよう徹底しましょう。



Check

チェックポイント

3

非常持ち出し品・非常食の備蓄をしているか

非常持ち出し品は家族構成を考えて必要なものを用意しておきましょう。(赤ちゃんや妊婦さんがいる家庭では必要なものを追加しましょう)非常食は、救援活動が整うまでの数日間を生き延びるため、最低でも3日分の食料を用意しましょう。飲料水については1人1日3リットルが目安になっています。



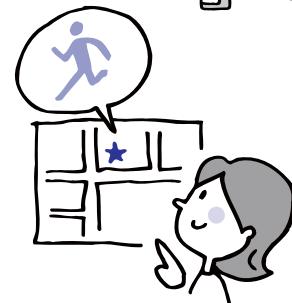
Check

チェックポイント

4

地区の避難地・避難所の確認

地区の避難地・避難所を再度確認し、家族と避難先や連絡方法を相談しておきましょう。



Check

チェックポイント

5

災害用伝言ダイヤルの使い方の確認

災害用伝言ダイヤルは被災地内の家族などと安否確認を取れるようにするものです。

- ①171をダイヤルする。
- ②伝言を録音する場合は「1」を、伝言を再生する場合は「2」をダイヤル(操作は「171」をダイヤルした後に流れるガイダンスに従ってください)



■お問い合わせ 総務課防災交通担当(内線339)



耐震診断、 耐震補強工事に補助

昭和56年以前の建築基準で建てられた木造住宅が、特に倒壊の危険性が高いと考えられています。葦崎市では耐震診断、耐震補強工事について補助制度があります。

※詳しくは建設課建築営繕担当まで

(内線243,244)

手続きを
お忘れなく!

耐震改修で固定資産税が減額に

住宅耐震改修工事を行った方

既存住宅の耐震改修を行い、次の要件を満たす場合には、改修後定期間の固定資産税額が2分の1に減額されます。

減額対象となる要件

◇対象家屋

昭和57年1月1日以前から

存していた住宅

◇耐震改修工事

平成18年1月1日以後に行つた耐震基準に適合した改修工事で、工事費が1戸当たり30万円以上のもの

減額期間

		工事完了期間	減額期間
		平成18年1月1日～	平成18年1月1日～
		平成21年12月31日	平成21年12月31日
平成25年1月1日～	1年度分	平成22年1月1日～	2年度分
平成27年12月31日	3年度分	平成24年12月31日	平成25年1月1日～

減額となるのは、住宅用家屋の居住部分のみで、床面積が1戸あたり120m²相当分が減額対象になります。

減額を受けるための手続

地方公共団体や建築士などが発行した証明書と改修費用が確認できる書類を添付し、改修後3ヶ月以内に申告してください。

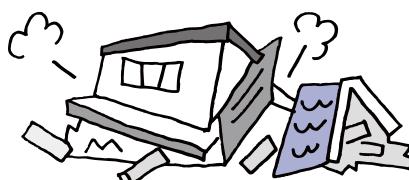
家屋を取り壊された方

固定資産税は、1月1日現在に存在する家屋に課税されます。年の途中で取り壊した場合、翌年から課税されなくなりますので、速やかに「家屋滅失届」を提出ください。

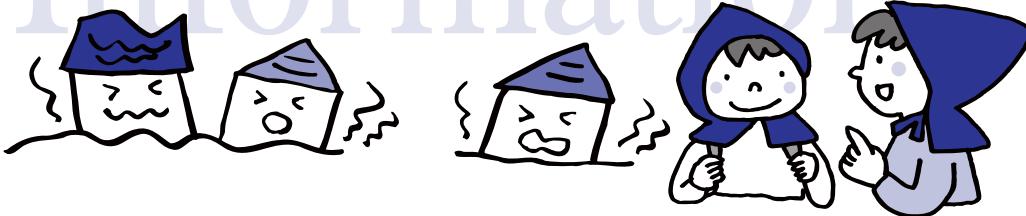
※年内中に家屋滅失登記をされる方は必要ありません。

お問い合わせ・届出先
税務課固定資産税担当

(内線156～158)



Information



生き埋めや閉じこめられた際の救助は?	
自力で	34.9%
家族に	31.9%
友人・隣人に	28.1%
通行人に	2.6%
救助隊に	1.7%
その他	0.9%
①自助:②共助:③公助=7:2:1	

大正12年9月1日の関東大震災を教訓に、この日を「防災の日」と定め、各地で訓練などが実施されています。
平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では約6千人を越える人が亡くなる一方、2万から2万5千の人が家の下や転倒した家具の下敷きになったことが明らかになっています。

左の表はその際、「誰に助けられたか」を数字にしたものです。

①『自助』は「自分の命は自分で守る、家族で助け合う」ということから、災害に関する知識を身につけ、普段から理解し、何を備えておけばよいかを話し合って準備しておくことが必要となります。

②『共助』は「自分たちの住んでいる地域は自分たちで守る」という協調意識が必要となります。普段から近所付き合いを大事にしておけば、お互いを助ける気持ちが生まれるものだと思います。

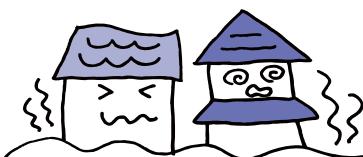
③『公助』は地方公共団体(消防、警察を含む)、自衛隊及び消防団などです。

峠北消防本部としても、市内のコンクリート2次製品工場等の協力を得て「がれきからの救助」を訓練し、震災に備えた活動を実施しています。

最近では新潟中越地震、岩手・宮城内陸地震と地震がつづき、また、7月30日の神戸市都賀川水害など、専門家でも予測できない場所で災害が発生しています。
防災の日や防災週間のこの機会に市民の皆さんも積極的に「家族会議」や「防災訓練」へ参加しましょう。

峠北広域行政事務組合消防本部からのお知らせ

災害時にあなたを助けてくれるのは誰?



葦崎消防署 震災対応訓練風景